

金沢市中小企業者季節資金取扱要領

1 目的

この制度は、本市の中小企業者の夏季または年末の臨時的な資金の需要に対応するため、その必要な資金の融資をし、事業資金の円滑化と経営の安定化を図り、本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 融資対象者

信用保証対象業種であって金沢市内に本社事業所を有し、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする組合

4 資金の用途

季節的な資金需要に対応するために必要な事業資金とする。

5 融資条件

- ① 融資限度額 1企業 600万円、1組合 1,000万円
- ② 融資期間 6カ月以内
- ③ 融資利率 別途、市長が定める
- ④ 担保・連帯保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑤ 償還方法 分割または一括

6 融資の取扱期間

夏季資金 6月1日から8月31日まで
年末資金 11月1日から12月30日まで

7 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書（様式第1号）2通を取扱金融機関に直接、提出するものとする。

8 融資の報告

取扱金融機関は、借入申込書及び毎月末現在の融資状況を、翌月10日までに市長に報告（様式第2号）するものとする。

9 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該要綱に定めるところによる。